

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度 にご加入の方へ

## 令和8年度から保険料(税)が変わります

高齢化や医療の高度化にともなって、1人当たりの医療費は年々増加傾向にあることから、収支の均衡を図るため、保険料(税)率を改定しました。

また、少子化対策に国全体で取り組むことを目的とした子ども・子育て支援納付金分を保険料(税)と併せて徴収します。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



### 《国民健康保険税の比較》

区分		令和7年度	→	令和8年度
医療分	所得割	6.5%	+0.2%	<b>6.7%</b>
	均等割	35,000円	+3,000円	<b>38,000円</b>
後期高齢者支援金分	所得割	2.7%	+0.1%	<b>2.8%</b>
	均等割	16,000円	+1,000円	<b>17,000円</b>
介護分 (40～65歳の方)	所得割	2.5%	変更なし	<b>2.5%</b>
	均等割	16,000円	+1,000円	<b>17,000円</b>
子ども・子育て 支援納付金分	所得割	—	新設	<b>0.3%</b>
	均等割	—	新設	<b>1,800円<sup>(※)</sup></b>

※18歳(高校生相当)以下の被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金分の均等割額については、全額免除されます。

### 《後期高齢者医療保険料の比較》

区分		令和7年度	→	令和8年度
医療分	所得割	9.66%	-0.34%	<b>9.32%</b>
	均等割	47,500円	+2,000円	<b>49,500円</b>
子ども・子育て 支援納付金分	所得割	—	新設	<b>0.28%</b>
	均等割	—	新設	<b>1,400円</b>

なお、保険料(税)は所得に応じて均等割が軽減されます。

詳細についてはホームページをご覧ください。

国民健康保険

後期高齢者医療



問 保険年金課 ☎0297(21)2187